

(宛先) 岡崎市長

施設等利用費請求書(認可外保育施設等)

認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業の施設等利用費

【令和7年7月～令和7年9月分請求用】

領収書の日付以降から請求期限まで

私は、子ども・子育て支援法第30条の11第1項の規定に基づき請求しますので、指定する償還払いの振込先口座に振り込んでください。なお、施設等利用費の審査にあたり、次の事項に同意します。

認定期間内かつ領収書兼支援提供証明書が添付されている対象月のみ請求できます。

- 1. 申請者と認定子どもが、岡崎市内に居住していることを岡崎市が住民基本台帳で確認すること。
2. 実際に利用していることを岡崎市が対象施設に確認すること。
3. 利用料の支払い状況を岡崎市が対象施設に確認すること。
4. 課税状況を岡崎市が確認すること。

施設等利用給付認定通知書に記載のある認定保護者(または第2保護者)を記入します。

1. 施設等利用給付認定保護者(請求者)

フリガナ 〇〇 〇〇
氏名 〇〇 〇〇
認定子どもの続柄 父
生年月日 昭・平 2 年 4 月 1 日
現住所 岡崎市〇〇町1-1
電話: 0564-23-●●●●

2. 認定子ども(認定子どもごとに申請してください)

法第30条の4の認定種別 [x]第2号 []第3号
認定番号 123456789
生年月日 平・令 2 年 8 月 1 日
フリガナ 〇〇 △△
請求対象期間中の住所
[x] 現住所のとおり [] 転入した [] 転出した
氏名 〇〇 △△
上記で転入または転出に該当した場合は転入・転出日を記入

2回目以降、口座変更しない場合はこちらにチェック

3. 償還払いの振込先

前回振込口座と同じ口座を希望する [] 希望する
[x] 初回登録 [] 変更登録
金融機関名 銀行・信用金庫 支店
口座番号 1 2 3 4 5 6 7
口座名義(カタカナ) 〇〇 〇〇

※口座情報は初回又は変更登録時のみ記入してください。

※請求者と口座名義人が異なる場合、受領委任状が必要です。

受領委任状
この給付の受領を、
住所 _____ 氏名 _____ に委任します。
令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日 請求者

※代表者本人が手書きしない場合は記名押印してください。

4. 利用した認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業(複数記入可)

① フリガナ △△ホイクシヨ
施設名 △△保育所
所在地 岡崎市△△町1-1
電話: 0564-23-7890
契約している利用料 [x] 月額 45,000 円 [] 日額 _____ 円 [] 時間額 _____ 円
② フリガナ _____
施設名 _____
所在地 _____
電話: _____
契約している利用料 [] 月額 _____ 円 [] 日額 _____ 円 [] 時間額 _____ 円

当てはまる項目にチェック税込み金額を記入

※①～②に書き切れない数の施設・事業を利用した場合は、余白等に記載してください。

※該当箇所にレを記入し金額を記入してください。利用料の設定が月単位を超える(四半期、前期・後期等)場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、当該利用料の月額相当分を算定し、月額欄の□にレを記入し、算定した月額相当分を記入してください。

土日祝日の利用や時間帯等により日額や時間額が _____ を添付してください。認可外保育施設のみ利用している方は記入しないでください。

5. 併用利用している幼稚園

幼稚園名 _____

※幼稚園と認可外保育施設等を併用利用している場合のみ記入してください。

<裏面も記入してください>

6. 認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業の施設等利用費の償還払い請求の内訳

利用年月日	認可外保育施設等に支払った月額利用料合計 (a) ※1※2	(併用利用時) 幼稚園預かり保育利用費請求額 (b)	標準月額上限額 (c) ※3	(併用利用時) 月額上限額 (d) ※4 (c-b)	請求額 (e) (aとcまたはdを比較して小さい方)
令和 7年 7月	45,000 円	円	37,000 円	円	37,000 円
令和 7年 8月	45,000 円	円	37,000 円	円	37,000 円
令和 7年 9月	45,000 円	円	37,000 円	円	37,000 円
令和 年 月	円	円	円	円	円
令和 年 月	領収書①の金額(税込み金額) 一時預かり事業・病児保育・子育て支援事業 利用の場合もこちらへ記入		円	円	円
令和 年 月			円	円	円
請求額計					111,000 円

※1 記入した利用料の合計額を支払ったことを証明する書類「特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証兼支援提供証明書(様式5)」を添付してください。
また、子育て援助活動支援事業を利用した場合は、援助を行う会員が発行した活動報告書も添付してください。

※2 利用料の設定が月単位を超える(四半期、前期・後期など)場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、利用料の月額相当分を算定してください。

※3 月額上限額は、施設等利用給付第2号認定の場合は月額37,000円、第3号認定の場合は42,000円です。
月途中で認定期間が終了する又は開始される場合か、市町村間の転出入の場合、月額限度額は次の通りとなります。
・月途中で認定期間が終了する場合、
または別の市町村へ転出する場合の限度額：37,000(42,000)円×転出日までの日数÷その月の日数
・月途中で認定期間が開始される場合、
または別の市町村から転入した場合の限度額：37,000(42,000)円×転入先での認定日からの日数÷その月の日数

※4 幼稚園と認可外保育施設を併用して利用する場合、以下のとおり読み替えて適用されます。

37,000円 → 11,300円から幼稚園の預かり保育利用費の給付費を差し引いた額
42,000円 → 16,300円から幼稚園の預かり保育利用費の給付費を差し引いた額

(例) 認可外保育施設に支払った月額使用料10,000円
幼稚園の預かり保育利用で請求する月額給付額3,000円
とすると、
上記の内訳は、(a)10,000円 (b)3,000円 (c)11,300円
(d)8,300円(※11,300円-3,000円) (e)8,300円((a)と(d)の低いほう)

7. 振込金額等について

記載内容や添付資料等並びに関係法令に基づき市において支給額を算定しますので、記載内容(利用金額)と実際の口座振込の額が異なる場合があります。なお、市において決定した施設等利用費の支給額については、上記口座への振込みをもって、額の通知とさせていただきます。請求額と支給額が異なる場合のみ別に金額決定通知をいたします。ご不明な点などがございましたら、岡崎市役所こども部保育課(0564-23-6175)へご連絡ください。

【支給額の決定に関する教示】
この決定に不服がある場合は、この振込みがあった日の翌日から起算して3箇月以内に、岡崎市長に対して審査請求をすることができます(なお、この振込みがあった日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。この決定については、この振込みがあった日の翌日から起算して6箇月以内に、岡崎市を被告として(訴訟において岡崎市を代表する者は岡崎市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この振込みがあった日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この振込みがあった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

<市記載欄>

交付決定額

- 請求額のとおり
 交付決定額 (円)

交付決定日 年 月 日